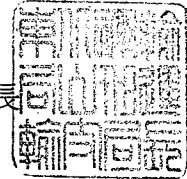




山運整第616号
平成27年12月21日

公益社団法人 山形県トラック協会会長 殿

東北運輸局山形運輸支局長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記について、平成27年12月18日付け東自保第88号、東自整第124号により東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので、貴傘下会員に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 上記1によるほか、車両の防錆点検等に関しては、各自動車メーカーが提供している情報に基づき点検及び補修を実施すること。
3. 上記1及び2により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。



東自保第 88号
東自整第 124号
平成27年12月18日

東北運輸局山形運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

本年11月に管内の貸切バスが、東北自動車道下り線において、中央分離帯に衝突して乗客7人が負傷する事故が発生しました。

事故の原因については、現在調査中ですが、運転者が「バス前方から異音がしてハンドル操作ができなくなった」と話していることから、車枠の主要骨格部分の腐食により最終的にハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

事業用自動車の保守管理については、機会あることに注意を喚起してきたところですが、積雪期を迎え、凍結防止剤等による車枠・車体への影響が懸念されることから、貴運輸支局管内のバス事業者に対し、所有している全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況について、下記により緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう指導願います。

併せて、バス事業以外の自動車運送事業者に対しても、下記事項を参考に事業用自動車の保守管理の徹底を図るよう周知願います。

なお、バス事業者における緊急点検は別紙1（点検表）を参考に実施し、その結果を運輸支局に別紙2（報告書）により報告させるものとし、各バス事業者の点検結果を集約の上、別紙3（集計表）により平成28年1月29日（金）までに報告願います。

記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。

